

令和 7 年度三原市こどもおしごとチャレンジ体験講座開催業務 受注者プロポーザル選定募集要項

1 要旨

三原市では、「仕事」をテーマに、企業・事業者等と連携し、子どもたちが楽しみながら、学び、体験できる場を提供し、将来に向けて視野を広げるきっかけづくりと子どもの成長を支援するため、令和 7 年度三原市こどもおしごとチャレンジ体験講座開催業務受注者選定のための公募型プロポーザルを実施するものとし、提案業者の当該業務に関する知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した受注者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和 7 年度三原市こどもおしごとチャレンジ体験講座開催業務

(2) 業務内容

別紙「令和 7 年度三原市こどもおしごとチャレンジ体験講座開催業務仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 予算上限額

12,000 千円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

なお、業務にかかる経費のうち、実費（リーフレット・ポスター、展示パネルの作成費、専用 WEB サイト等のサーバー代、講師謝金、材料費等の消耗品費、会場使用料、グッズ製作費など）以外については 5,500 千円を上限とし、残りの実費については業務完了時に実際に要した経費で精算するものとする。実費とそれ以外の経費の区分については、協議のうえ、市が判断することとする。

3 参加資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第

2号各号に規定する者に該当しないこと。

- (2) 参加申込日において、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者
- (3) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (4) 参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出すること。
- (7) 三原市暴力団排除条例（平成24年三原市条例第4号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。

4 提出書類

- (1) 参加申込書類

番号	提出書類	様式等
①	令和7年度三原市こどもおしごとチャレンジ体験講座開催業務受注者プロポーザル選定参加申込書	様式第1号
②	商業登記簿謄本 ※令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意
③	印鑑証明書 ※令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意
④	三原市に対して税の滞納が無い証明（納税義務がある業者のみ） ※令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意
⑤	消費税及び地方消費税の納税証明書 ※令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要	任意

(2) 企画提案書類

番号	提　出　書　類	様式等
①	企画提案書 <u>※1</u>	任意
②	見積書 <u>※2</u>	任意

※1 番号①「企画提案書」は、市が求める仕様の内容を考慮し、作成することとし、特に次の内容について記載すること。また、企画提案書は、A4 サイズ 30 ページ以内とすること（表紙は除く）。

1 全体事項

(1) 事業遂行能力

- ・本業務の受注体制、担当者等
- ・子どもの学びや体験を目的とした業務の受注や企業活動の実績
- ・映像の制作などに関する業務の受注や企業活動の実績

2 業務実施内容

(1) 業務全般

- ・提案のコンセプト
- ・全体スケジュール

(2) 体験講座の企画・開催・運営

- ・体験講座の開催回数・内容・実施方法（講座形式（実践型の体験を含む）、イベント形式、その他の取組のそれぞれについて記載）
- ・想定する仕事・職種及び企業・講師（これまでに実施した仕事・職種以外も提案すること。）

※別添「これまでに実施した仕事・職種（※五十音順）」参照

- ・「みはらこども・子育て応援宣言」を広く周知するための取組や働きかけ、仕組みづくりの内容・実施方法
- ・参加者の募集・対応の方法
- ・子どもが楽しみながら、参加・体験できる工夫
- ・子どもが体験講座に参加（継続参加を含む）したくなる取組や働きかけ、仕組みづくりの内容・実施方法
- ・小学校低学年等を対象としたイベントの開催時期・回数、内容、実施方法

- ・7月及び8月に実施する体験講座（オープニングイベント含む）の開催日時、内容、実施方法（開催場所、職種、対象、定員などの詳細についても記載すること。）

（3）体験講座の周知・情報発信

- ・広報媒体の内容・発信方法
- ・魅力づくりのための発信方法、内容

（4）映像の制作・活用等

- ・制作する映像の内容・作成本数・映像コーナーでの更新頻度
- ・映像コーナー以外での映像の活用方法

（5）展示の実施

- ・子どもが仕事に興味・関心を持ち、学ぶことができる展示の内容・実施方法
- ・子どもが何度も訪れたくなる、飽きさせない工夫

（6）その他独自提案

- ・「仕事」をテーマに、子どもたちの将来につながるような取組
- ・その他独自の取組

※2 番号②「見積書」は、数量・単価等、各項目の積み上げが明確に分かれるよう作成すること。

5 提出方法

（1）提出期日及び提出書類

ア 参加申込書類

- （ア）提出期日：令和7年4月7日（月）午後5時15分まで【必着】
(イ) 提出書類：「4(1)参加申込書類」の番号①～⑤
(ウ) 提出部数：8部（原本は1部、残り7部は写しで構わない。）

イ 企画提案書類

- （ア）提出期日：令和7年4月18日（金）午後5時15分まで【必着】
(イ) 提出書類：「4(2)企画提案書類」の番号①～②
(ウ) 提出部数：8部（原本は1部、残り7部は写しで構わない。）

（2）提出先

本書中の「10 資料提出及び問合せ先」に持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は、土・日曜、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

6 選定方法（公募型プロポーザル方式）

提出された企画提案書等を基に、市職員で構成する選定委員会においてヒアリング審査を行い、提案内容全般を総合的に評価し、評価点の平均点が最も高く、かつ評価基準点以上の 1 事業者を、優先契約交渉業者として選定する。

(1) ヒアリング審査実施方法

1 社当たり 30 分（説明 15 分、質疑応答 15 分）とする。

(2) ヒアリング審査実施日程及び会場

日程：令和 7 年 4 月 25 日（金）

会場：三原市役所本庁舎 3 階 301・302 会議室
(三原市港町三丁目 5 番 1 号)

詳細な時間については、別途連絡する。

※当日市が準備するものは、投影スクリーン及び延長コードのみとする。

その他機材を使用する場合は、各自準備すること。

(3) ヒアリング出席人数

1 社当たり 3 人までとする。

(4) 審査項目

別表 1「令和 7 年度三原市こどもおしごとチャレンジ体験講座開催業務受注者プロポーザル選定審査表」に基づき審査する。

(5) 結果通知

審査結果については、申請書類の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、選定結果について三原市ホームページに掲載する。

7 質疑応答

(1) 提出方法

質疑がある場合は、「令和 7 年度三原市こどもおしごとチャレンジ体験講座開催業務受注者プロポーザル選定質問表（様式第 2 号）」により質問事項を箇条書きにし、本書中の「10 資料提出及び問合せ先」に電子メール

で送信すること。なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 5 時 15 分まで

(3) 回答方法

全ての質疑に対する回答を、令和 7 年 4 月 11 日（金）に三原市ホームページに掲載する予定である。

8 スケジュール

令和 7 年 3 月 31 日（月）	募集公示（募集要項・仕様書公表）
令和 7 年 3 月 31 日（月）	書類提出受付開始、質問受付開始
令和 7 年 4 月 7 日（月）	参加申込書類提出期限、質問提出期限
令和 7 年 4 月 11 日（金）	質問回答予定日
令和 7 年 4 月 18 日（金）	企画提案書類提出期限
令和 7 年 4 月 25 日（金）	ヒアリング審査実施予定
令和 7 年 4 月下旬以降	選考結果通知予定

9 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に関する資料は、返却しない。
- (3) 提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできない。
- (4) 提出書類は、本プロポーザル以外には使用しない。
- (5) 募集要項、仕様書公表後は、子育て支援課のほか関連部署への営業活動等の情報収集活動を禁止する。
- (6) 提案内容に虚偽があった場合は、提案を無効とする。
- (7) 契約締結日のまでの間において、「3 参加資格」の要件を満たさなくなつた場合は、契約の相手方となることはできない。
- (8) 参加申請後、辞退する場合はその旨を連絡すること。
- (9) 提出書類は、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 18 条第 3 項第 3 号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 12 号）に基づく開示が実施されることがある。

(10) 選定結果についての不服及び異議申し立ては認めない。

10 資料提出及び問合せ先

三原市こども部子育て支援課 子育て企画係 担当：有木、荒谷

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号

Tel 0848-67-6079 Fax 0848-67-5934

E-Mail アドレス kosodate@city.mihara.hiroshima.jp

(別添)

これまでに実施した仕事・職種（※五十音順）

【ア行】

アクセサリー作家／アパレルショッピングスタッフ／アロマセラピスト／アロマテラピスト／医師／イラストレーター／ウェディングプランナー／栄養士／駅員／エステティシャン／絵本作家／おかしクリエイター／音楽家

【カ行】

会計士／介護福祉士／海上保安庁職員／科学者／学芸員／カフェ店主／カフェ店長／環境エンジニア／看護師／気象予報士・気象キャスター／ギフトコーディネーター・カメラマン／キャンドルアーティスト／漁業（たこつぼ漁）／行政書士／金融機関職員／空港スタッフ／グルメライター／警察官／言語聴覚士／建築家／航空会社 客室乗務員／紅茶教室講師／こども英会話教室講師／こどもダンススクール講師

【サ行】

司会業／歯科医師／歯科医師・歯科技工士・歯科衛生士／詩人・コピーライター／市長／社会福祉士／獣医師／住宅コーディネーター／ジュエリーデザイナー／消防士／助産師／シンガー・ソングライター／鍼灸師／新聞記者／心理カウンセラー／スイーツ開発者／すし職人／スポーツ選手／スポーツトレーナー／製造業（清涼飲料）／製造業（電車）／税務署職員／セラピスト／造船業

【タ行】

チョークアーティスト／通訳者／テレビ番組制作スタッフ／電車製造業／陶芸家／図書館司書

【ナ行】

日本画家／認定補聴器技能者／ネイリスト

【ハ行】

廃棄物処理業／バス運転手／バスガイド／パティシエ／バルーンアーティスト／販売業（寝具）／美容師／ファイナンシャルプランナー／ファッショナドバイザー／ファッショントレーナー／VR消防士／フードスタイリスト／フォトグラファー／舞台音響・照明スタッフ／舞台俳優／ブライダルスタッフ／フラワーデザイナー／プログラマー／ヘアスタイリスト／ペイントアーティスト／保育士／ボイストレーナー／ホテルサービススタッフ

【マ行】

漫画家／三原だるま作家／メイクアップアーティスト／桃農家

【ヤ行】

薬剤師／野菜ソムリエ／郵便局員

【ラ行】

ライター／林業／レザークラフト作家／レンコン農家

【ワ行】

和菓子職人